

令和7年度 定期監査結果報告書

取手地方広域下水道組合監査委員

目 次

1	監査を行った監査委員	1
2	監査の種類	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の方法	1
6	監査対象課及び期間	2
7	監査意見	2
8	重点監査項目による監査結果	3～4
9	対象課別の監査結果	4

定期監査結果報告書

1 監査を行った監査委員

取手地方広域下水道組合監査委員 石橋 大輔

取手地方広域下水道組合監査委員 入江 洋一

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく監査

3 監査の範囲

組合の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び、行政事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織運営の合理化に努めているかを主眼として監査を実施した。

また、指定事業中の重点監査項目に収入事務等（公金、公金外現金取扱事務）、支出事務、契約事務（契約手続）、その他、経営に係る事業の管理及び効率的な事業運営等を設定し、監査を行った。

5 監査の方法

各課から予算の執行状況及び事務事業の中から指定した事業の契約事務、補助金等交付事務等の資料の提出を求めるとともに、補助職員をもって事前に関係書類等の準備調査を行わせた。また、必要に応じて補足資料の提出及び説明を求めた。

6 監査対象課及び期間

(1) 第1回定期監査

対象課：総務課

11月7日（金） 監査資料提出期限（対象期間 令和7年10月31日現在）

11月18日（火） 監査実施日

(2) 第2回定期監査

対象課：整備課

12月10日（水） 監査資料提出期限（対象期間 令和7年11月30日現在）

12月24日（水） 監査実施日

(3) 第3回定期監査

対象課：排水窓口課

1月7日（水） 監査資料提出期限（対象期間 令和7年12月31日現在）

1月20日（火） 監査実施日

7 監査意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で指示又は注意を行い、改善を求めた。

各課においては、必要な規則等の見直し、事務の適正化、効率化に向けた改善を行い、一層適正な事務を行うよう努められたい。

「公印及び契印の押印について」

公印及び契印の押印について、担当職員の判断となっているので、押印の基準を確立されたい。

8 重点監査項目による監査結果

(1) 収入事務等について

収入事務等の事務処理は概ね適正に行われていた。

(2) 支払事務について

本組合における支払いについての事務処理は、適正に行われていた。今後も会計規則を遵守し、適正な支払事務の執行に努められたい。

(3) 契約事務について

本組合における業務委託、工事請負等の契約事務についての事務処理は、概ね適正に行われていた。

(4) 要望事項について

【総務課】

「入札の資格要件等について」

入札への参加業者が少なくなると、入札を成立させたいという発注者側の考えが強まり、ややもすると官製談合というような不測の事態を招いてしまうということもあるので、入札の資格要件等の適宜見直しを図られたい。

「働き方改革について」

働く人々が多様な働き方が選択できるように働き方改革が求められているので、時差勤務等を柔軟に検討されたい。

【整備課】

「違約金等の回収について」

事実上破綻している会社からの援用がなされることは難しいので、取手市と連携して、督促を積極的に努めるとともに、時期をみて、不納欠損を検討されたい。

【排水窓口課】

「窓口業務について」

窓口業務について、メール等電子で申請を行うことが出来るのは業者側にとっても少なからずメリットがあるので、電子化を検討されたい。

(5) その他

本組合における経営に係る事業の管理等についての事務処理は、概ね適正に行われていた。

9 対象課別の監査結果

監査期間 前回監査期間から令和8年1月20日まで

課名	実施年月日	監査結果
総務課	令和7年11月18日	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
整備課	令和7年12月24日	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
排水窓口課	令和8年1月20日	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。